

**海区漁場計画（漁場の区域）
緯度経度表記イメージ**

案

免許番号 区第1号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島西地先

イ 点の位置

基点A 松島東端

〃 B 松島南西端

〃 C 徳島県鳴門市大麻山高頂

〃 D 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部

〃 E 引田庁舎中央

〃 F 神山高頂

〃 G 城山鼻東端

点 イ Aから真方位43度45分2,000メートルのところ

〃 ロ イから真方位313度45分450メートルのところ
(北緯34度15分20秒、東経134度27分33秒の点)

〃 ハ CからB見通し延長線上Bから250メートルのところ
(北緯34度14分26秒、東経134度26分31秒の点)

〃 ニ CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点
(北緯34度15分3秒、東経134度25分44秒の点)

〃 ホ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ヘ ニからホ見通し延長線上ホから200メートルのところ
(北緯34度15分57秒、東経134度26分51秒の点)

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

名 称	漁 業 時 期
藻類養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別

(5) 条件

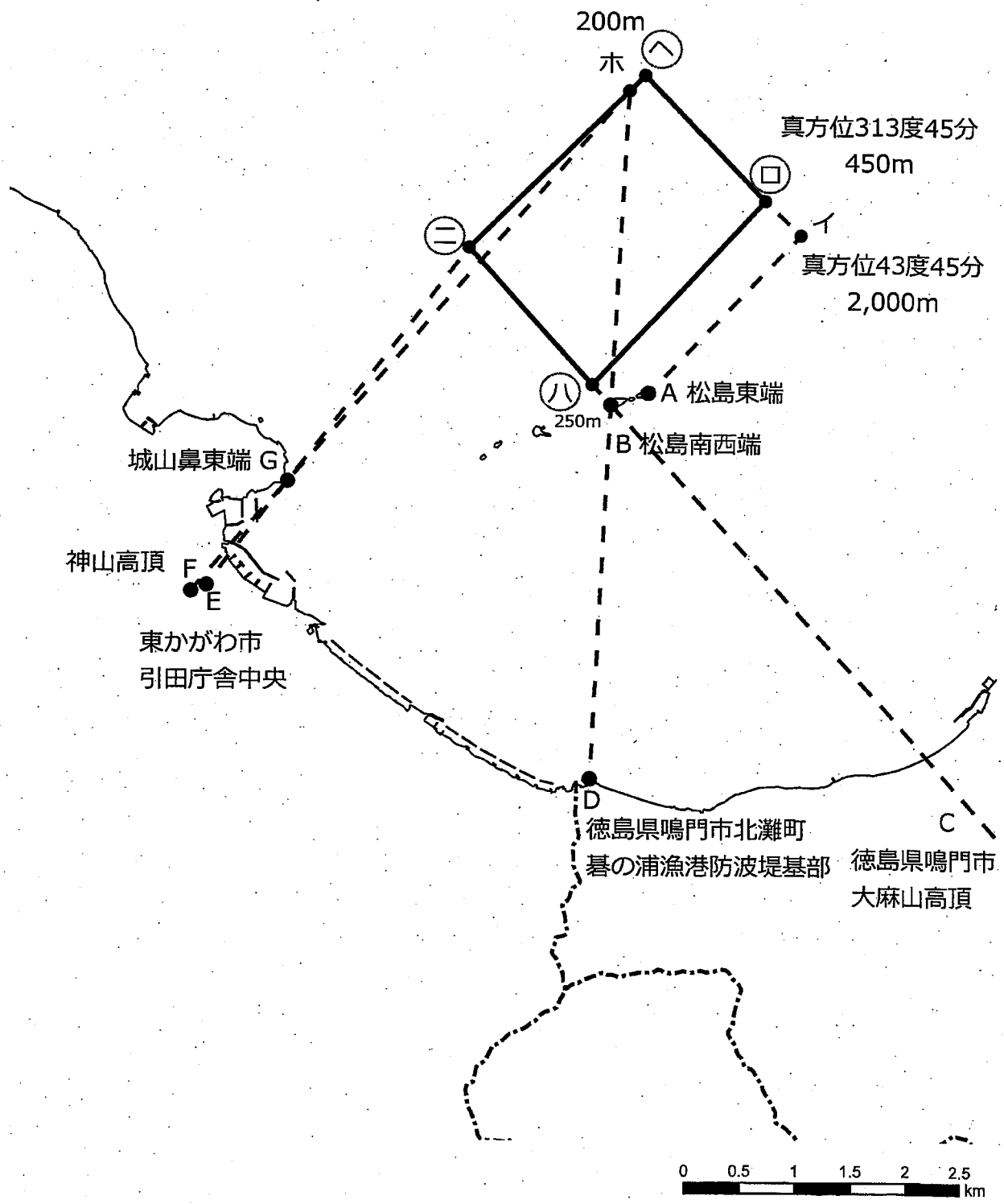
ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股



案

免許番号 共第201号 (建網)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先

イ 点の位置

基点A 香川県、徳島県境界

〃 B 犬もどり

〃 C 兵庫県淡路市江崎

〃 D 松島東端

点 (イ) AからD見通し線上Aから350メートルのところ
(北緯34度12分55秒、東経134度26分40秒の点)

〃 (ロ) BからC見通し線上Bから350メートルのところ
(北緯34度15分35秒、東経134度23分54秒の点)

ウ 漁場の区域 Aイ、Bロの2直線とAB間沖出し350メートルの只曲線及び最大高潮時
海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第二種共同漁業

名 称	漁 業 時 期
藻建網漁業	1月1日から12月31日まで
磯建網漁業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日

(4) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ まきえ釣り漁業と協調の上操業しなければならない。

ウ 魚類を威嚇して操業してはならない。

エ 三枚建網は背丈100センチメートル以上、その他の建網は背丈170センチメートル以上のものを使用してはならない。

(5) 関係地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

N
1:31,886

